

4. 各国の男女共同参画に係る主な取組の流れ（年表）（オランダ）

<政治分野>

年		施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き
1970年				<ul style="list-style-type: none"> ◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和)国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択[1975年] ◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択[1979年]
1980年代	1982年	ワッセナー合意	政労使の合意により、労働費用が上昇しないように配慮しながら、労働力のより効率的な再配分を行う(ワークシェアリングを実施)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択[1980年] ◆女性差別撤廃条約批准[1984年]
	1987年	労働党、クオータ制を導入	議員の男女数を半々にすることを目標に掲げ、原則として比例代表名簿を、男女交互掲載とした。	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択[1985年]
1990年代	1994年	無差別待遇に関する法令の制定	憲法第1条「オランダに居る人はすべて、平等な立場で平等に扱われなければならない。宗教、信条、政治的意見、人種または性別に基づくあるいはその他のような理由であっても、差別は許されない」の平等理念を実現する一般法。	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連婦人の地位委員会拡大会期国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択[1990年]
	1998年	E-Qualityの設置	男女共同参画、家族、ダイバーシティ等に関する問題を研究する政策研究所。政府、政治家、公的機関等に対して独自の政策提言を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択[1995年]
2000年代	2004年	中央及び地方政府における人事法第125条g及びh	中央及び地方政府における人事において、労働時間(125条g)及び契約形態(125条h)に基づく差別を禁止。	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)[2000年] ◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)[2005年]
2010年代	2010年	カルピン派政治党への違憲判決	聖書の協議にもとづき、男性と女性は同等の価値を持つが、同等ではないとして、立候補資格を男性のみに制限していた。この措置に対して、最高裁は違法判決をだし、2013年のEU人権裁判所判決も、違法判決を支持した。その後、同党は、党則を改正し、女性にも立候補資格を認めた。	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)[2010年] ◆UN Women 正式発足[2011年] ◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2012年] ◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2014年]

<行政分野>

年		施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き
1970年代				<ul style="list-style-type: none"> ◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和)国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択[1975年] ◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択[1979年]
1980年代	1982年	ワッセナー合意	政労使の合意により、労働費用が上昇しないように配慮しながら、労働力のより効率的な再配分を行う(ワークシェアリングを実施)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択[1980年] ◆女性差別撤廃条約批准[1984年] ◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択[1985年]
1990年代	1994年	無差別待遇に関する法令の制定	憲法第1条「オランダに居る人はすべて、平等な立場で平等に扱われなければならない。宗教、信条、政治的意見、人種または性別に基づくあるいはその他のような理由であっても、差別は許されない」の平等理念を実現する一般法。	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連婦人の地位委員会拡大会期国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択[1990年] ◆第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択[1995年]
2000年代	2004年	中央及び地方政府における人事法第125条g及びh	中央及び地方政府における人事において、労働時間(125条g)及び契約形態(125条h)に基づく差別を禁止。	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)[2000年] ◆国連「北京+10」関係級会合(ニューヨーク)[2005年]
	2009年	育児休暇特別手当制度	公務員のみが対象。男女ともに育児休暇中の給与が、最低平均収入の50%まで支給される。	
2010年代				<ul style="list-style-type: none"> ◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)[2010年] ◆UN Women 正式発足[2011年] ◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2012年] ◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択[2014年]

<経済分野>

年		施策名	施策の内容	国際婦人年以降の国連の動き	
1970年代				<ul style="list-style-type: none"> ◆国際婦人年(目標:平等、発展、平和)国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択(1975年) ◆国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択(1979年) 	
1980年代	1982年	ワッセナー合意	政労使の合意により、労働費用が上昇しないように配慮しながら、労働力のより効率的な再配分を行う(ワークシェアリングを実施)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択(1980年) ◆女性差別撤廃条約批准(1984年) ◆「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(1985年) 	
1990年代	1993年	最低賃金法改正	パートタイム労働に関する法整備の始まり。最低賃金法の適用除外になっていた週12時間未満の労働者も、適用対象となった。		
	1994年	無差別待遇に関する法令の制定	憲法第1条「オランダに居る人はすべて、平等な立場で平等に扱われなければならない。宗教、信条、政治的意見、人種または性別に基づくあるいはその他のような理由であっても、差別は許されない」の平等理念を実現する一般法。		
	1996年	労働時間差別禁止法の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働者とフルタイム労働者を勤務時間に比例して平等に扱うことと規定。労働者に短時間勤務を請求する権利が与えられた。 ・「大パートタイム労働(週約30~35時間・週休3日)」、「ハーフタイム労働(週約20時間労働)」、「短時間パートタイム労働(週12時間未満労働)」と分けた。 		
2000年代	2000年	労働時間調整法の制定	最低1年間、従業員10人以上の同一勤務先で勤務し、かつ過去2年間に労働時間の変更を求めたことのない労働者が、労働時間の増減を雇用主に要請できるよう保障するもの(時間当たり賃金も、労働時間を変更する以前と同水準とする)。雇用主は、経営問題などの深刻な事情を説明できない限り、拒否できない。		
	2001年	就労と育児に関する法律の制定	1991年「育児休暇法」改正。育児休暇として13週間の休暇を取得することを保障した。8歳以下の子供を持つ従業員のうち、1年間の連続勤務などの一定の条件を満たす者(二人親家庭)に対し、最大6か月にわたり週の就業時間の半分相当の無休休暇を付与する。		
	2003年	テレワーク勧告	労使代表の合意による労働財団による勧告		
	2005年	育児法(保育法)の制定	政府・雇用主・被雇用者(子の両親)の三者が、育児施設利用の費用を3分の1ずつ負担することを定めた。		
	2006年	ライフコース財蓄制度の施行	無給休暇中の所得を賄うために準備された制度。課税前所得の一部を貯蓄に回し、後に無給休暇を取る際に引き出すことができる(税制上の優遇措置)。年間の課税前所得の最高12%まで貯蓄でき、合計で年間所得の210%まで貯蓄できる(70%の所得を3年間利用できる)。介護、休息、育児、学業、退職前等に利用可能。ただし、法定の育児休業、長期介護休暇以外の場合は、使用者の許可が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)(2000年) ◆国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)(2005年) 	
	2007年	2005年育児法(保育法)の改正	雇用主は、育児施設利用に係る費用をいったん国に納めることが義務づけられた。		
	2008年	パパ・デイ(Papa Day)、パパ・プラス(Papa Plus)の実施	男性を育児に参加させるキャンペーンの総称。オランダ最大の労働組合FNVが、「パパ・プラス」宣言を行い、パパ・デイを週に1日とりながら、キャリアアップしようと呼びかけ。		
		女性幹部を増やすための憲章	企業が女性幹部を自主的に増やすことを政府と約束する合意書。同憲章に署名する際、企業は目標値を設定し、3~5年の間に自主努力によって女性幹部を増やさなければならない。また、政府に設置されている憲章委員会に対して、結果を報告する義務がある。		
2009年	移動可能性とテレワーク勧告	労使代表の合意による労働財団による勧告			
2010年代	2011年	会社法	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年までに取締役・監査役について各性別の最低30%を任命すること。法的目標が達成できない場合、年次報告書にその理由、達成するための方策等を記載すること。時限的法律で、2016年1月1日廃止予定。 ・対象は、上場・非上場に関わらず250名以上の労働者を擁する国有企業及び大手民間企業。会社の総資産が1750万ユーロ以下、年間総売上高3500万ユーロ以下、年間の平均雇用者数250名以下のうち、2つ当てはまる中小企業は、法的義務を負わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)(2010年) ◆UN Women 正式発足(2011年) ◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択(2012年) ◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議採択(2014年) 	